

ダム使用权登録令

1. 案内情報

- ① 手続名 ダム使用权登録簿若しくは閉鎖ダム使用权登録簿又はそれらの付属書類の閲覧の請求
- ② 手続根拠 ダム使用权登録令第16条
ダム使用权登録令施行規則第7条
- ③ 手続対象者 ダム使用权登録簿若しくは閉鎖ダム使用权登録簿又はそれらの付属書類の閲覧をしようとする者
- ④ 提出時期 閲覧を請求しようとする時
- ⑤ 提出方法 ダム使用权登録令施行規則第7条に掲げる事項を記載した請求書を提出する。(手数料がかかる場合は請求書に収入印紙を貼って納付。)
- ⑥ 手数料 一ダム使用权につき100円
ただし、国又は地方公共団体の職員が職務上請求をするときは手数料を要しない。
- ⑦ 添付書類・部数 ダム使用权登録令施行規則第7条第3項に記載する資料 一部
- ⑧ 申請書様式 なし
- ⑨ 記載要領・記載例 なし

2. 窓口情報

- ① 提出先 国土交通省水管理・国土保全局治水課法規二係
- ② 受付時間 提出先へ問合せ
- ③ 相談窓口 国土交通省水管理・国土保全局治水課法規二係

3. 手続情報

- ① 審査基準 なし
- ② 標準処理期間 なし
- ③ 不服申立方法 行政不服審査法の規定による

4. その他

- ① 申請書は電子メールによる方法で提出可能(手数料不要の場合)
- ② 閲覧方法はWeb会議を経由してオンラインで閲覧可能